

○富山市牛岳温泉健康センター条例

平成17年4月1日

富山市条例第195号

改正 平成18年3月30日富山市条例第34号

平成20年3月26日富山市条例第29号

平成21年9月24日富山市条例第48号

平成24年12月21日富山市条例第66号

平成26年3月28日富山市条例第4号

平成29年6月23日富山市条例第39号

平成31年3月26日富山市条例第9号

(設置)

第1条 富山市牛岳温泉スキー場周辺の豊かな自然環境を通じて、市民の健全な余暇活動の推進及び観光の振興を図るため、富山市牛岳温泉健康センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、富山市山田赤目谷31番地28とする。

(施設)

第2条の2 センターに次に掲げる施設を置く。

(1) 浴室

(2) レストラン

(指定管理者による管理)

第2条の3 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第2条の4 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) センター及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (2) センターの使用の承認に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理に関し市長が必要と認める業務

(使用時間)

第2条の5 センターの使用時間は、午前10時から午後9時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

(休業)

第2条の6 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に休業することができる。

(使用の承認)

第3条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認には、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第4条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用を承認しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上特に支障があるとき。

(使用の承認の取消し等)

第5条 指定管理者は、第3条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。
- (3) 第3条第2項の規定による承認の条件に違反したとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の規定の適用により使用者が損害を受けても、指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金の納付)

第6条 使用者は、指定管理者に別表に掲げる施設の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。

(利用料金の額等)

第6条の2 利用料金は、別表に定める額を超えない範囲内において、指定管理者が法第244条の2第9項後段の規定により市長の承認を受けて定める額とする。

2 指定管理者は、前項の利用料金を定めたときは、これを公表しなければならない。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、市長が特に必要と認めるときは、規則で定める額の利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第8条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用ができなかったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第 9 条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償)

第 10 条 施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入館の制限)

第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対して、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 施設又は附属設備等を損傷するおそれがある者

(2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる物品又は動物を携行する者

(3) その他センターの管理上特に支障があると認められる者

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の山田村健康センター等設置条例（平成 2 年山田村条例第 13 号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日富山市条例第 34 号）

この条例は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 26 日富山市条例第 29 号）

この条例は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 9 月 24 日富山市条例第 48 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の富山市牛岳温泉健康センター等条例第3条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請は、この条例による改正後の富山市牛岳温泉健康センター等条例第3条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請とみなす。

附 則 (平成24年12月21日富山市条例第66号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の富山市牛岳温泉健康センター等条例の規定により交付した年間使用券の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月28日富山市条例第4号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月23日富山市条例第39号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月26日富山市条例第9号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

別表 (第6条、第6条の2関係)

種別		単位	金額 (円)
浴室 (入浴料)	大人 (中学生以上)	1人につき1回	470
	小人 (小学生)	1人につき1回	320
	回数券 大人 (中学生以上)	12枚つづり	4,400
		25枚つづり	8,650

		40枚つづり	12,570
	小人（小学生）	12枚つづり	3,150

備考 入浴料には、入湯税を含まないものとする。